「阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例」について皆さまから寄せられたご意見等の概要とこれらに対する市の考え方を下記のとおり公表します。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

記

- 1 募 集 期 間 平成26年10月24日(金)~平成26年11月14日(金)
- 2 意見の件数 14件(4人)
- 3 意見の取り扱い ①条例案に反映②条例案に反映させるための参考とする③反映できない④その他
- 4 意見の提案の概要と市の考え方

No	条	見出し	ご意見内容	市の見解	取り扱い
1			内牧の松ヶ鼻遊水地は北部豪雨の	「災害当時、遊水地が機能し	④その他
			折は、遊水地が満杯になったのが、	越水の時間を遅らせること	(関連事業に
			午前6時40分くらいであり、午前	ができた」との遊水地の必要	おいて参考と
			7時には木村塗装前のコンクリート	性についてのご意見であり	する。)
			上を 40 cmオーバーして内牧町内に	ます。	
			流れ込むようになった。時間的にま	黒川河川激甚災害対策特別	
			だ早く遊水地が満杯になっていれ	緊急事業メニューのひとつ	
			ば、水害に対する対応が遅れ被害も	である遊水地建設に向けた	
			大きかった事であろうと判断する。	ご意見であり、本案には直接	
			上流域に遊水地の必要性を感じる。	関係ないことから、激特事業	
			現在黒川全体の改修工事もあって	(遊水地建設)を進めるうえ	
			おりますが、小倉前の遊水地が早く	でのご意見として、事業主体	
			出来ることを望む。	である熊本県に進達します。	
2			災害危険区域に追加すべき事項	このたびの災害危険区域に	④その他
			(1)追加する理由	土砂災害等危険区域を追加	(関連事業に
			2 年前の阿蘇市を取り巻く災害に	し、「阿蘇市建築基準条例」	おいて参考と
			は、大別すると、黒川出水による災	として、総括的一般規定で危	する。)
			害と阿蘇市を取り巻く外輪山等特	険区域を指定するべきとい	
			有の急峻地の崖崩れ(崩落)による	うご意見でありますが、専門	
			ものであり、今回の条例制定では、	職の配置や職務権限等の課	
			前者対策のみであり、崩落危険区域	題があるため、法律の定める	
			に関する事項が欠落している。	権限の範囲内での指定とし	
			(2) 区域の指定	ているところです。しかし、	
			現在、市が設定しているハザードマ	土砂災害等危険区域につい	
			ップの「山腹崩落危険区域」を含み、	ては何らかの対策が必要と	
			更に、広域を設定する。	考えています。	
			(3) 参考		
			建築基準法第 6 条の建築確認申請		
			は、建築主事の許認可事項ではな		
			く、単なる手続き事項に過ぎず、崖		
			に関しては、法令上の規定では所謂		
			「がけ条項」で制限しているに過ぎ		
			ない。即ち、阿蘇においては、現行		

			法令上、建設に当たり、景観・公園等の視点ではなく、災害の未然防止の視点からの、阿蘇外輪山麓一帯の建設規制はないものと考えている。従って、「阿蘇市建築基準条例」として、総括的一般規定として、制定されるべきであると考える。即ち、国内でも年間降水量(3,200 mm)が極めて大きく、かつ、6~7 月に集中的に降水(約4割占有)し、その水が、阿蘇盆地に流入する状況であり、阿蘇の自然環境と他市町村とには各段の差異が在る。外輪山等の急峻地に加えて、降水により、河川氾濫・山腹崩落の危険個所も多数散在しており、危険区域の設定は喫緊の課題であり、各種建設行為に対する公権力による規制は当然である。		
3	第3条	(建物 物理 築の制 限等)	第3条前段では、住居系のみを規定しており事務所や店舗等についての規定は無い。 全ての建物について規制しなければ、事務所として申請し建築した後、後日、用途変更して住宅等に改造することを容認することになるのではないかと懸念される。また、後段で建築してはならないとなっているが、増築の場合も適用するのか。	す。 そのため、住宅の居住室等、 日常の生活の場として使用 される建築物について、増築 行為も含めて一定の建築制	③反映できな い
4	第3条	(建物 物の建 築の制 限等)	第3条の(2)で主要構造部(屋根及び階段を除く。以下同じ)となっている。階段(屋外階段を含む)は通常鉄筋コンクリート造か鉄骨造と考えられるが木造の場合もあり得る。木造では出水被害に耐え得るか疑問が残るため、主要構造部(屋根を除く。以下同じ)とする方が良いのではないか。	住の用に供しない建築物や木造階段とする建築物、あるいは一定の期間のみ設置される仮設建築物に対し建築規制を課すことは、過大な制限につながることから、条例の規制対象とはしておりません。	

5	第3条	(建物 物の建 築の制 限等)	第3条の(5)は削除すべきと考える。応急仮設建築物又は仮設建築物の建設を容認することは、短期間とはいえ危険区域に被害を受けやすい建物を建築することになり不安が残る。		
6	第3条	(建物 物の建 築の制 限等)	災害危険設定水位以下に居住室を 有しないこととあるが、居住室のど の高さを設定して有しないとする のか。(例えば床面、天井面など)	条例案において、「居住室等の床面が災害危険設定水位以下とならないように規制する」とのやや抽象的な表現となっていることから、具体的な表現へ改めるとともに、	①条例案に反映
7	第3条	(建物 物の建 築の制 限等)	災害危険設定水位以下の地盤面の かさ上げは規定しないのか。 また、かさ上げする場合の地盤面の 高さは災害危険設定水位とするの か。それ以上とするのか。	出水に対する市民の安全性をより確保するため、「地盤面を災害危険設定水位以上」とする内容に、条文を改めます。	
8			災害危険設定水位以下に居住室を 設けず建物を高くすることにより 建築工事費の増加や高齢者・障がい 者の方はホームエレベータの設置 が必要になることも考えられる。こ のような費用に対する支援制度等 は考えられないか。	現在のところ支援制度は考えていません。	④その他 (関連 事業において 参考とする。)
9	第1条	(趣旨)	本条例の目的を明確にするためにも、下記のとおり加筆されてはいかがかと思います。 (現) 災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築制限について ⇒災害危険区域の指定及びその区域における災害防止上必要な建築物の建築の制限に関し		③反映できな い

10	第2条	危険区 域の指定)	(現) 市長は、黒川の出水による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するものとする。 ⇒市長は、黒川 <u>流域</u> の出水による危険が著しい区域について、法第39条第1項に規定する災害危険区域に指定する。	出水を前提としていることから「流域」と言う文言を省いています。また、条文については、建築基準法その他を参考に作成しています。	
11	第2条	(災害 危険区 域の指 定)	「市長は、災害危険区域を指定したときは」となっていますが、これについては、併せて規則も制定されると思いますが、その規則等に則り、各機関と協議してその旨を告示するのではないでしょうか。いきなり、「指定したときは」とはならないのでは。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	①条例案に反映
12	第2条	(災害 危険区 域の指 定)	前2項とありますが、これは前3項の誤りではないでしょうか。 前2項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。 ⇒前3項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。	「前2項」とは第2項及び第3項を指しており、危険区域の変更または解除を行なう場合には、第2項及び第3項の規定に基づき行なうことを明記しています。よって、条例案のとおりとします。	③反映できな い
13	第3条	(建物 物の建 築の制 限等)	第3条 上記の施行令の記号は、第19条第 1項ではないでしょうか。 (現)(建築基準法施行令(昭和25 年政令第338号)第19条第1号に 規定する… ⇒(建築基準法施行令(昭和25年 政令第338号)第19条 <u>第1項</u> に規 定する…	ご意見のとおり条文を改めます。	①条例案に反映

	tota - to	/=-h -1.1	halo - At ()	# 1.3	
14	第3条	(建物	第3条(5)	条文については建築基準法	③反映できな
		物の建	これは法第85条第2項は応急仮設	第85条第2項を参考に作成	V
		築の制	建築物と仮設建築物のことと思い	しています。	
		限等)	ますが、又は仮設建築物となれば、	なお、同条第5項の規定によ	
			同条の第 5 項の規定により特定行	り特定行政庁の許可を受け	
			政庁の許可を受けた仮設建築物を	た仮設建築物は、本条例案の	
			さし、これを挿入しないのであれば	第3条第6号に含まれます。	
			又はではなく若しくはが正当では		
			ないでしょうか。		
			(現)法第85条第2項の応急仮設		
			建築物又は仮設建築物		
			⇒法第85条第2項の応急仮設建築		
			物若しくは仮設建築物又は同条第5		
			項の規定により市長の許可を受け		
			た仮設建築物		